

第二十四回 参議院運輸委員會會議録第二十一号

昭和三十一年五月十七日(木曜日)午後一時五十三分開会

委員の異動

五月十日委員石坂豊一君、鶴見祐輔君及び川村松助君辞任につき、その補欠として山縣勝見君、安井謙君及び大屋晋三君を議長において指名した。

五月十一日委員早川愼一君辞任につき、その補欠として常岡一郎君を議長において指名した。

五月十二日委員常岡一郎君辞任につき、その補欠として早川愼一君を議長において指名した。

五月十五日委員仁田竹一君及び小酒井義男君辞任につき、その補欠として西田隆男君及び吉田法晴君を議長において指名した。

五月十六日委員西田隆男君及び吉田法晴君辞任につき、その補欠として仁田竹一君及び小酒井義男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君

理事 岡田 信次君

委員 有馬 英二君

井村 徳二君

仁田 竹一君

平林 太一君  
三木與吉郎君  
最上 英子君  
内村 清次君  
大倉 精一君  
關谷 勝利君

國務大臣 吉野 信次君  
運輸大臣 伊能繁次郎君  
運輸政務次官 天埜 良吉君  
運輸省港灣局長 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○理事の補欠互選  
○倉庫業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 運輸委員會を開きます。

まず、委員の変更を御報告申し上げます。五月十日付石坂豊一君辞任、山縣勝見君補欠、鶴見祐輔君辞任、安井謙君補欠、川村松助君辞任、大屋晋三君補欠、五月十一日早川愼一君辞任、常岡一郎君補欠、五月十二日常岡一郎君辞任、早川愼一君補欠、五月十五日小酒井義男君辞任、吉田法晴君補欠、仁田竹一君辞任、西田隆男君補欠、五月十六日西田隆男君辞任、仁田竹一君補欠、吉田法晴君辞任、小酒井義男君補欠、五月十七日大屋晋三君辞任、井村徳二君補欠選任せられました。

○委員長(左藤義詮君) 理事の補欠互選についてお諮りいたします。委員変更に伴い理事が欠員となっておりますが、その互選は、成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。よって、私より早川愼一君を理事に指名いたします。

○委員長(左藤義詮君) 次に、倉庫業法案を議題といたします。

本案は衆議院において修正されましたので、修正案提出者衆議院議員關谷勝利君より修正点について御説明を願います。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私、倉庫業法案に対して修正動議を提出いたしました者として、修正点に対しまして、その御説明を申し上げます。

修正点を、まず私たちが修正いたしました際の通りに申し上げますと、倉庫業法案の一部を次のように修正する。

第五條第四号を次のように改める。

四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に依りて運輸省令で定める基準に適合しないときその他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。

附則第三條中「二年間」を「三年間」に改める。

以上の通りであります。

その修正の趣旨を簡単に御説明申し上げますと、まず第一点は、政府原案によりますと、第五條第四号によつて、倉庫業の許可基準についての欠格事項が規定されておりますが、その内容は倉庫の位置、構造または設備に對する技術的な面のみを対象として定められておりまして、許可基準としては必ずしも完璧とは言えないのであります。よって、さらに経済的機能の面からも当然考慮する必要があると認められますので、この条項に、「その他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。」を加えまして、基準の整備を期せうとしたのであります。

次に、既存倉庫業者に対する経過措置といたしまして、政府原案によりますと、本法案施行の日から二カ年の間に倉庫の構造、設備等を本法案に定める基準に適合せしめるようにして、営業許可を受けなければならないことに規定されておりますが、目下の経済情勢にかんがみまして、この猶予期間をさらに一カ年延長いたしました。倉庫業の円滑なる運営をはかろうとした次第であります。

以上簡単にありますが、御説明を申し上げます。

○委員長(左藤義詮君) それでは、御座る方は順次発言を願います。

○大倉精一君 局長にお伺いしたいんですが、衆議院の運輸委員会における局長の答弁によりますと、その中の、今度の倉庫業法案がすつきりしない点がある、あるいは抜けた点がある、こういうふうな御答弁があつて、そういうものについてはなるべく早く修正あるいは完全なものにしたいという答弁があつたのですが、この法案を提出なすつた当事者として、この法案がすつきりしていない、あるいは抜けた点がある、こういう点を御認識になつておられるか、どういふ点がすつきりしないか、どういふ点が抜けているか、どういふところをさらに完全にしなすか、あるいは抜けたところについて、さらに具体的な説明を願いたいと思つておられます。

○政府委員(天埜良吉君) これは倉庫業法を立案いたしました際に、最初は営業即発券のできるような体制にしたという点で進んで参つた次第でありまして、いづれいろいろな点から考慮いたしまして、そつたところから、たゞは、商法によりまして、商法第五百九十八條、六百二十七條というふうなものによりまして、倉庫業者は寄託者の請求によつて寄託物の倉庫証券を交付することを要するといふような規定もありませんので、倉庫業といふものを営む以上は、何としてもこれは発券をするような体制にしたいといふふうに考えて参つたのでございまして、しかし、いろいろな面から現状をいろいろ勘案しまして、こういう点が時期的に工合が悪いといふようなふうに考えられましたので、これを早い機会にそういうふうなふうにしていくと、その間行政指導をもつてその実行ができるよ

る、こういうふうな御答弁があつて、そういうものについてはなるべく早く修正あるいは完全なものにしたいという答弁があつたのですが、この法案を提出なすつた当事者として、この法案がすつきりしていない、あるいは抜けた点がある、こういう点を御認識になつておられるか、どういふ点がすつきりしないか、どういふ点が抜けているか、どういふところをさらに完全にしなすか、あるいは抜けたところについて、さらに具体的な説明を願いたいと思つておられます。

うなふりにしていきたい、こういうよ  
うな所存でございます。

○大倉精一君 そろそろと、大体倉  
庫業というものが許可になると同時  
に、これは原則として発券を伴うもの  
なければならぬ、こういうふうな御  
認識のようには思いますが、聞くこ  
ろによると、運輸省の原案では  
やはり許可即発券を伴う、こういうよ  
うな原案であったように聞いておるの  
ですが、それがこの発券と切り離した  
よりな法案になった、こういうふうな  
いきさつについて、もう少し具体的に  
御説明願えませんか。

○政府委員(天笠良吉君) この点につ  
きましては、今も申し上げましたよ  
うに、営業即発券ということが本来の姿で  
あるというふうに考えたのでございま  
すが、発券をするということになりま  
すと、また非常に、公共の利益を守る  
という点からいって、あるいは事故が  
起きるようなことは極力防止しなけれ  
ばならぬというふうな見地に立つて、  
いろいろ考えてみますと、なお急激にこ  
れを実施するようになりにますと、  
現在倉庫業法に基づき届出をして倉  
庫営業をしておるものうちから、営  
業していくことが困難になるといふよ  
うな状況になっては、これは非常に困  
るので、そのようなことがない手段と  
いたしまして、このような二段階の  
方針でいって、一つ行政指導によつて  
よく中小の倉庫業者の育成をはかりた  
いと、その上で営業即発券の状態に進  
みたいというふうなつもりでございま  
す。

○大倉精一君 そろそろと、今の状  
態で行きますという、先ほどお話が  
あった商法の第五百九十八条あるいは

六百二十七条ですか、これとの関係は  
どういうことになるのでありますか。

○政府委員(天笠良吉君) この点は実  
は非常に遺憾な点でありまして、商法  
の条文にのっとりまして、倉庫業者  
が寄託者の請求を受けたような場合  
に、これはできないということになつ  
て、はなはだ遺憾でございますが、そ  
の点はしばらく現在までの状態を保持  
していつて、近い機会にこれが充足さ  
れるようにしたいというふうに考えま  
す。

○大倉精一君 どうもその辺がすつき  
りしないように思いますが、かりに  
この委託者が業者に対して預託券  
あるいは倉庫証券というものを請求し  
た場合に、それに応じられないとい  
うことになれば、これは商法違反とい  
うことになるわけですが、この商法違反  
ということになれば、これは何かこ  
う、何といひますか、そういうふうな  
ものを知らぬ顔してほうっておくとい  
うことになるのですか。まあすつきり  
しないといへばすつきりしないのです  
が、その辺は一体どういふ関係になる  
のですか、商法との関係ですね。

○政府委員(天笠良吉君) 非常にお話  
の通りでありまして、この点が非常に  
すつきりしないので遺憾に思つたので  
ございまして、ただ法律上は、公法  
をもつて許可されていないものにつ  
いては、商法上の件はこれはやむを得な  
いというふうなふうに解釈できます  
ので、当分はこれでお願いをしたいと、  
こういうふうにご考へます。

○大倉精一君 そろそろと、この倉  
庫業法が改正されるまでの間に  
ては、商法第五百九十八条、六百二十  
七条というのは、死文になるというこ

とになるじゃありませんか。

○政府委員(天笠良吉君) その点は、  
倉庫業の発券の許可を受けていない者  
に対してそういうものを要求するとい  
うような場合には、その点が言われる  
のでありまして、そうでない場合が多  
いのではないかと、そういうふうにも見え  
ますが、まあそれまではその程度でがま  
んしていただきたいと思います。

○大倉精一君 どうもこれははつきり  
しませんね。そういう場合が多いので  
はないかというのでありますが、たと  
え少しの部分でも、そういう部分が残つ  
ており、その部分について商法違反で  
あるという面があつて、それがやむを  
得ないということであつてやつていか  
れるということになれば、その部分に  
ついては少くとも商法五百九十八条  
六百二十七条は死文になるというこ  
とになるのですが、そういうふうな解  
釈しても差しつかえございせんか。

○政府委員(天笠良吉君) お話の通り  
でありまして、公法で発券の許可がさ  
れていないということは、禁止されて  
おるわけでありまして、それにつ  
いては発券することを、交付すること  
を要するということは免除されるのであ  
りまして、その点に關しては死文にな  
るといふことであります。

○大倉精一君 そこで、現在倉庫業者  
で証券を発行していない者が六百十一  
ですか、そういう数に上つておるとい  
うことを聞いておるのですが、行く行  
くは、この非発行部面をなくしたい、  
こういうふうな御意向のようでありま  
すが、大体どのくらいの期間でもつて  
これをなくしていかれる計画を持って  
おられるか、その見通しがあればお伺  
いしたいと思ひます。

○政府委員(天笠良吉君) この点につ  
いては、なかなか一がいには申し上げ  
かねるのでございまして、私の  
方といたしましては、各種の金融を  
あつせんいたしますなり何なりいたし  
まして、整理をいたして、なるべく早  
い機会に全部発券ができるようにした  
いというふうに考へております。

なお、現在は発券しない、非発券の  
倉庫が相当あるのをご存じですが、こ  
れは戦後の特殊な事情もありまして、  
受寄物の種類によつて発券を要しない  
ものは、たとへば米とか麦とか、そ  
ういうふうなものについては全然発券  
する必要がないので、それから戦後対  
人信用が非常に盛んでありまして、対  
物信用があまりなかつたというふうな  
点から、発券をあまりしないといふこ  
と、そういう習慣が多少ついております  
た。その点で、最近では発券の要請もだ  
んだん出て参つてきていますので、ご  
存じですが、私の方としても、発券の資  
格が十分あつても発券の申請をしな  
いというふうな者に対しては、発券の  
申請をして早く発券業者になるように  
と思ひます。できる限り早い機会に、  
全部充足できるようにしたいと考へて  
おります。

○大倉精一君 それで非発券の業者に  
対しまして、発券申請をするようにと  
いう行政指導をする、あわせて金融方  
面に対して世話をするというお話です  
が、衆議院の運輸委員会における御答  
弁によりまして、その発券許可  
申請があつた場合にはほとんど許可を  
して行く方針だ、こういう御発言が  
あつたのですが、その発券許可につ

てはやはり一定の基準何かがある  
と思うのですが、そういうものと関係な  
しにやはり発券するように御願を  
かつこの申請があればほとんど許可  
をする、こういうふうな方針と承知し  
て差しつかえございせんか。

○政府委員(天笠良吉君) 今の発券と  
いうことになりまして、これは非常  
に、公共の利益を守るといふ点から、  
かなり慎重にしなければならぬのであ  
りまして、これは衆議院でも、そうい  
う意味で、申請さえあればほとんどす  
るというものを申し上げたのではない  
のであります。発券をするのに足る資  
力信用というものができておるもの  
あつても、なおかつ発券の申請をしない  
でいるものが相当あるように見受けら  
れます。こういうものに対して行政指  
導をして、発券の申請をするように、  
そして発券業者にしていくように、そ  
ういうふうな勧誘をしたい、こういう  
ふうな考へておるのであります。

○大倉精一君 どうも衆議院の速記録  
を見ておりますという、そういう  
条件がついておらぬような発券のよ  
うに思われるのであります。発券の申  
請があればほとんど発券許可をしてや  
るのだ、こういうふうな発言によつて  
思うのですが、今の御答弁によりま  
すという、ある一定の資力信用その他  
の基準を設けていくのだ、こういう  
ふうにおっしゃつておるのですが、その  
基準について参考のためにお伺いし  
ておきたいと思ひますが、ここで何か  
発表されることができれば、基準につ  
いてお伺いしてみたいと思ひます。

○政府委員(天笠良吉君) これは資力  
信用の十分あるものというにして  
おりまして、衆議院でも申し上げたの



して、そうしてそのような分野で進むように措置をしていきたいというふうに考へます。

○大倉精一君 じゃ、質問はこの程度にとどめまして、特に政府におかれましては、衆議院におけるこの付帯決議案を具体的に実現するように、特に努力を願いたいということを申し上げまして、私の質疑を終わります。

○委員長(左藤義詮君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。

○委員長(左藤義詮君) なお、運輸委員の変更がございました。本日、山縣勝見君辞任、最上英子君補欠選任せられました。

速記をとめて。  
「速記中止」  
○委員長(左藤義詮君) 速記を始め

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。「ありません」と呼ぶ者あり、別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めまして御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。倉庫業法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- |       |       |
|-------|-------|
| 岡田 信次 | 早川 慎一 |
| 有馬 英二 | 井村 徳二 |
| 仁田 竹一 | 三木與吉郎 |
| 最上 英子 | 平林 太一 |
| 内村 清次 | 大倉 精一 |
- 委員長(左藤義詮君) 本日は、これにて散会いたします。
- 午後二時三十一分散会

五月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、気象業務法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北本線増田、岩沼両駅間にジーゼルカー停留所設置の請願(第一四〇六号)

一、桜島噴火予知観測施設設置促進に関する請願(第一四〇七号)

第一四〇六号 昭和三十一年五月八日受理

東北本線増田、岩沼両駅間にジーゼルカー停留所設置の請願

請願者 宮城県名取郡名取町長 高橋秀松外一名

紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君

東北本線増田駅と岩沼駅の中間に位置する館腰地区は、附近に自衛隊と民間航空の両飛行場を有している上に、カリエス専門の国立玉浦病院等も所在し、関係住民の停留所設置の要望はきわめて熱烈であり、設置のあかつきにはこれが利用率はじん大と思われるから、本地区内にジーゼルカー停留所を設置せられたいとの請願。

第一四〇七号 昭和三十一年五月八日受理

桜島噴火予知観測施設設置促進に関する請願

請願者 鹿児島県鹿児島郡西桜島村長 武元利外一名

紹介議員 井上 知治君

桜島は、昨年の噴火以来数十回に及ぶ爆発を繰り返している推移から、桜島が大きな活動期に入っているのではないかと懸念され、近郊市町村住民の不安は想像以上のものがあるから、噴火あるいは地震を予知し、危険防止ひいては被害を最少限度に止めるため、すみやかに噴火地震等に対する専門的な予知施設を適当な位置に設置せられたいとの請願。